資料1-2

司法の利用相談窓口の拡充等に関する国に対する意見・要望

平成15年5月30日全 国 知 事 会

県名	意見・要望
北海道	全国の中でも特に弁護士過疎地域を多く抱え、また面積の広大な北海道において、どのまちに住む人にも等しく法律サービスを活用 できる制度が構築されることは、道民生活の安定を図る上で、極めて重要であると考えます。 上記の趣旨から、是非ともその具体的な方策が早期に実現されるよう、要望いたします。
青森県	司法制度全体とのかかわりが深く、全国的な均衡を維持しながら整備していく必要があるものであり、財政的な面を含め、国が主体 となって拡充を図る必要がある。
宮城県	福祉等の相談であれば地方公共団体の役割と理解できるが、このような相談は法律問題に限ったものではなく、様々な専門的な相談が必要である。国民の弁護士へのアクセスという切り口で「法律相談センター」の拡充を図るのであれば、地方公共団体の役割というよりも、国の責任、すなわち、国による財政負担で行うべきもの分野と考える。 交通事故相談については、学識経験者、弁護士等による紛争の和解を斡旋する中立的機関の充実。
福島県	本県の場合は面積も広く、弁護士数は地域によってバラツキが見られる。このため弁護士の定期的な巡回相談制度を確立できるよ う、国の支援を要望したい。
群馬県	司法の利用相談窓口等の拡充に、地方自治体の財政的負担が伴う場合には、十分な財源措置を行うこと。
千葉県	相談希望者は増加傾向にあるが、法律相談は基本的には民々の問題であり、今後相談枠の拡大は困難であると思われるため、国にお いて法律専門家の常駐した相談窓口を開設し相談枠の拡大を図るとともに、無料で緊急時の相談に対応できる体制を整備することを希 望する。

県名	意見·要望
富山県	現在、身近な問題を中心に市町村で法律相談を行っており、新たな制度をつくらず、既存の制度を生かし、充実されたい。
静岡県	司法の利用相談窓口等の拡充については、人的・物的に予算面での配慮を要望したい。
愛知県	司法は国の領域であり、基本的には国の責任において司法の利用相談窓口の拡充に努めていただきたい。なお、拡充にあたっては、住民サービスの向上にもつながるところから、都道府県や市町村とも密接に連携することとし、その住民相談窓口へ国の機関等から法律サービスの専門家等を相談員として派遣するなどの形態も検討されたい。 地方自治体としても、司法サービスに関する一般的な情報の提供といった役割は担うことができ、また、現状でも住民サービスの一環として実施している住民相談等において、ある程度その役割を果たしていると思われる。国においても、こうした地方自治体の機能をより向上させるため、地方裁判所支部の管轄区域等の単位で県、市町村の住民相談担当者を対象とした研修会や情報交換のための連絡会議を開催されたい。
滋賀県	滋賀県は人口増加県であり都市化も進んでいるため、民事紛争も増加傾向が見られる。そのため、今後当県民法律相談の拡充が図れ るよう国からの助成をお願いしたい。
兵庫県	司法サービスの充実は国の責務であり、その構築に取り組まれたい。なお、国の責務であることから、いたずらに地方公共団体の負 担を増加させることのないようにされたい。
鳥取県	相談内容に応じた総合相談窓口案内を実施する機関を設置してほしい。

県名	意見• 要望
島根県	司法サービスを全国民が均一に享受できることは、「法の下の平等」の保証の担保であり、国の責任において積極的に進めていただ きたい。また、相談の継続性を重視し、窓口の継続的・定例的な開催を実施していただきたい。
愛媛県	 1 司法の利用相談窓口等の拡充のため、一般の法律相談については、国が国費で弁護士に相談員を委嘱する国立の無料法律相談センターを全国に設置するような対策を考えてはどうか。 2 法令を、簡単に参照することができるようになるのは国民の権利であり、官報や法令、判例が、インターネットで無料又は安価に手に入る(簡単に印刷できる)ようにすべきだと思う。 3 司法機関は、個人が弁護士に相談しなくても訴訟行為を起こせるように、インターネット等において訴訟・調停の書式や具体的手続に関するマニュアルを充実させるべきであると思う。
高知県	広く国民が司法を利用できるようになる取り組みであるので、積極的に進めて頂きたい。
福岡県	相談者が司法の利用相談窓口等を利用する場合に初回の相談料を無料とするような制度の確立をお願いします。
沖縄県	現状では法律相談の弁護士会のみなので、法律家に相談する機会を増すため司法書士会との協力も配慮してもらいたい。